

横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見書

平成 24 年 12 月

国土交通省 四国地方整備局

23農第172号
平成23年6月21日

国土交通省 四国地方整備局長 様

四万十市長 田 中



横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見書

今般、貴局において、横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討が進められており、複数の治水対策案が公表されているところですが、その対策の一部について、以下のとおり意見を提出します。

横瀬川ダム以外の治水対策13案のうち、5案において遊水地を設ける案が提示されていますが、そのいずれの案も江ノ村地区の大半を遊水地としています。

中筋川流域に位置する江ノ村地区では農地の荒廃を防止するべく、地域農業者が組織を設立し農地・水環境保全対策に取り組み、また各種事業により耕作放棄地を解消してきた経緯があります。さらに、市民団体を中心にツルの里の会を設立し、また行政機関も参画する中で、ツルの越冬代替地の確保のための地域の環境保全や、地域産米の高付加価値化に向けて取り組みを行っています。

こうした状況を鑑み、兩岸ともに、今後10年を見通して確保していく農地として、農業振興地域整備計画で農用地区域として指定しているところであり、右岸については同計画の農業生産基盤整備開発計画で、区画整理事業も予定(H27~31)しています。

また、江ノ村地区のみならず、中筋川流域は歴史的に湛水に悩まされてきた地域であり、安定的な農業用利用を図るため、流域に4ヶ所の排水機場を設置しています。

うち1ヶ所は江ノ村地区に設置されており、洪水時には排水を行っています。地区を遊水地として指定することは、このような治水対策に相反するものであり、地区住民にとっては到底受け入れられないものです。

これらのことから、同地区農地の農業利用に制限を生じる可能性のある遊水地域指定は、農地利用の観点からは、好ましくないと考えられます。

